○都城市放課後児童健全育成事業実施規則

平成18年12月18日
規則第337号
改正　平成19年 3月19日規則第13号
平成20年 9月 5日規則第64号
平成25年3月26日規則第20号
平成26年7月9日規則第24号
平成28年1月22日規則第4号
平成31年3月4日規則第1号
令和6年11月29日規則第39号
令和7年3月31日規則第20号

（趣旨）

第1条　この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の規定に基づき、市が実施する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条　事業は、小学校又は特別支援学校の小学部に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに対し、授業の終了後又は学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第3条　事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1)　児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定を図ること。

(2)　遊びへの意欲及び態度の形成を図ること。

(3)　遊びを通して自主性、社会性及び創造性を養成すること。

(4)　児童の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡に関すること。

(5)　家庭及び地域での遊びの環境づくりの支援に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、児童の健全な育成を図ること。

（事業の対象児童）

第4条　事業の対象児童は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1)　市内の小学校又は特別支援学校の小学部に在学していること。

(2)　児童の保護者、同居の親族等のそれぞれが次のいずれかの状態にあること。

ア　居宅外で労働することを常態としていること。

イ　居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。

ウ　求職活動のため日中居宅外にいること。

エ　就学又は技能訓練をしていること。

オ　妊娠中又は出産後間がないこと。

カ　疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。

キ　長期にわたり、疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。

ク　震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。

ケ　虐待又はDV（ドメスティック・バイオレンス）のおそれがあること。

コ　アからケまでに掲げる状態に類すると市長が認める状態にあること。

（事業の種類）

第5条　事業の種類は、都城市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）及び都城市季節児童クラブ（以下「季節児童クラブ」という。）とする。

（事業の委託等）

第6条　市長は、事業の全部又は一部（第18条に規定する利用料金の免除を除く。次項において同じ。）を適切な事業の運営が確保できると認められる社会福祉法人等に委託することができる。

2　市長は、指定管理者を指定している施設で事業を実施する場合は、事業の全部又は一部を当該指定管理者に委託するものとする。

3　前2項の場合において、児童の入退会、休会、利用料金の決定等に関し必要な様式は、事業の委託を受けた社会福祉法人等又は指定管理者(以下「事業受託者」という。)が定めるものとする。

(実施場所及び定員)

第7条　放課後児童クラブ及び季節児童クラブ(以下「児童クラブ」という。)の実施場所及び定員は、市長が別に定める。ただし、市長は、児童の健全育成上特に必要があると認めるときは、定員を超えて事業を実施することができる。

(開設期間)

第8条　児童クラブの開設期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)　放課後児童クラブ　4月1日から翌年の3月31日まで

(2)　季節児童クラブ　都城市立学校管理運営規則(平成18年都教委規則第17号)第9条に規定する夏季休業日の期間

(休業日)

第9条　児童クラブの休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日

(3)　1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

2　前項の規定にかかわらず、市長又は事業受託者は、特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。

(利用時間)

第10条　放課後児童クラブの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1)　授業のある日　入会児童の下校時から午後6時まで

(2)　授業のない日　午前8時から午後6時まで

(3)　都城市立学校管理運営規則第9条に規定する春季休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日(以下「学校休業日」という。)　午前8時から午後6時まで

2　季節児童クラブの利用時間は、午前8時から午後6時までとする。

3　市長又は事業受託者は、前2項の規定にかかわらず、開設日における入会児童の状況により、必要に応じて利用時間を変更することができる。

(放課後児童支援員)

第11条　市長又は事業受託者が都城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)第10条の規定に基づき配置する放課後児童支援員の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内で市長又は事業受託者が割り振るものとする。

(1)　授業のある日　正午から午後6時まで

(2)　授業のない日及び学校休業日　午前8時から午後6時まで

(申請)

第12条　児童クラブの利用を希望する児童の保護者(以下「申請者」という。)は、都城市児童クラブ入会申請書(様式第1号。ただし、第6条の規定により、事業受託者が事業を実施する場合は、当該事業受託者がこれに準じて定める様式とする。様式第2号から様式第9号までについて同じ。)、就労証明書(様式第2号)又は都城市児童クラブ入会要件申立書(様式第3号)その他市長が必要と認める証明書を市長又は事業受託者に提出しなければならない。

(入会)

第13条　市長又は事業受託者は、前条の規定による申請があった場合は、申請の内容を審査し、その結果を都城市児童クラブ入会承認通知書(様式第4号)又は都城市児童クラブ入会不承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

2　市長又は事業受託者は、入会希望者が定員を超過した場合は、児童の年齢、入会が必要な要件、保護者の就労時間、入会の継続性その他家庭の状況等に基づき、より事業の必要性の高い児童を優先して入会を決定するものとする。この場合において、ひとり親家庭や障害児、要保護児童等、特別な支援を必要とする児童の利用について、適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り優先的な受入れに努めるものとする。

3　市長又は事業受託者は、児童クラブへの入会を承認したときは、当該児童について都城市児童クラブ登録台帳に登録するものとする。

(退会)

第14条　入会した児童(以下「入会児童」という。)が児童クラブを退会する場合において、その保護者は、都城市児童クラブ退会届(様式第6号)を市長又は事業受託者に提出しなければならない。

2　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会児童を退会させることができる。

(1)　第4条各号に規定する状態に該当しなくなったとき。

(2)　入会児童が転学したとき。

(3)　利用料金の滞納期間が、第17条第5項に規定する納入期限から起算して2月以上になったとき。

(4)　前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

3　市長又は事業受託者は、前項の規定により入会児童の退会を決定した場合は、都城市児童クラブ退会決定通知書(様式第7号)により、保護者に通知するものとする。

(休会)

第15条　入会児童が児童クラブを1月以上休会するときは、当該入会児童の保護者は、都城市児童クラブ休会届(様式第8号)を市長又は事業受託者に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第16条　入会児童の保護者は、児童クラブの入会の際に申請した事項に変更を生じた場合は、速やかに都城市児童クラブ申請事項変更届(様式第9号)を市長又は事業受託者に提出しなければならない。

(利用料金)

第17条　市長又は事業受託者は、事業を実施するために必要な経費の一部を利用料金として、児童クラブに入会している児童の保護者(以下「保護者」という。)から徴収することができる。

2　利用料金の額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　市が直接児童クラブを開設する場合　別表に掲げる金額の範囲内で、市長が定める額

(2)　事業受託者が児童クラブを開設する場合　別表に掲げる金額の範囲内で、事業受託者が市長と協議の上、定める額

3　月の途中で入会又は退会をした児童の利用料金は、前項の規定により定められた利用料金の額に当該児童の利用した日数を乗じ、当該月の児童クラブの開設すべき日数で除した額とする。この場合において、算定して得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4　第15条の規定により児童クラブを休会する児童の休会中の利用料金は、徴収しないものとする。ただし、月の途中で休会した児童の利用料金の算定方法については、前項の規定を適用する。

5　保護者は、各月の利用料金を当該月の末日(季節児童クラブの場合又は前項の場合にあっては、市長又は事業受託者が定める期限)までに納入しなければならない。

6　事業受託者が事業を実施するときは、利用料金を当該事業受託者の収入として収受することができる。

(利用料金の免除)

第18条　市長は、児童及び保護者の世帯が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を免除することができる。この場合における免除の額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1)　生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第1号に規定する生活扶助を受けている場合　全額免除

(2)　児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条に規定する児童扶養手当を受けている場合　全額免除

(3)　都城市就学援助規則(平成18年都教委規則第20号)第1条に規定する就学援助の対象となる場合　全額免除

(4)　災害その他やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合　全額免除

2　前項の規定により利用料金の免除を受けようとする保護者は、都城市児童クラブ利用料金免除申請書(様式第10号)により、市長に申請しなければならない。

3　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請の内容を審査の上、その可否を決定し、都城市児童クラブ利用料金免除承認・不承認通知書(様式第11号)により保護者に通知する

ものとする。
4　前項の規定により、事業受託者が収受すべき利用料金の免除が承認された場合は、市は、その利用料金の全額を補填するものとする。
(帳簿)
第19条　児童クラブには、都城市児童クラブ登録台帳、都城市児童クラブ業務月報、都城市児童クラブ日誌及び都城市児童クラブ出席簿を備えるものとする。
(保護者の会)
第20条　児童クラブの運営を円滑に行うため、原則として各児童クラブに保護者の会を設けるものとする。
2　保護者は、保護者の会に入会するものとし、保護者の会は、児童クラブの運営に協力するものとする。
(委託等の場合の実施基準)
第21条　事業受託者が放課後児童クラブを実施する場合にあっては、年間250日以上実施しなければならない。
2　事業受託者は、第17条に規定する利用料金のほか、必要な経費として、次の各号に掲げる費用を当該各号に定める額の範囲内で市長と協議して定め、徴収することができる。
(1)　おやつ代、給食費、教材費及び保険加入に要する費用　月額10,000円
(2)　延長利用等の費用　月額1,000円
(3)　学校休業日における利用等に係る費用　月額4,000円
3　事業受託者は、児童の安全の確保に十分留意するとともに、児童の事故等に起因する損害を補填するための保険に加入しなければならない。
4　事業受託者は、事業の経費に係る経理を他の会計と区分し、明確にしておかなければならない。
5　事業受託者は、事業完了後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。
6　前項までに規定するもののほか、事業の実施基準について必要な事項は、市長と事業受託者とが協議して定める。
(補則)
第22条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
(施行期日)
1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(暫定施行した規則の廃止)
2　平成18年1月1日から暫定施行した次に掲げる規則は、廃止する。
(1)　都城市児童クラブ事業実施規則(平成15年都城市規則第11号)
(2)　都城市学童保育事業実施規則(平成15年都城市規則第12号)
(経過措置)
3　この規則の施行の日の前日までに、前項各号に掲げる規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
附　則(平成19年3月19日規則第13号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
附　則(平成20年9月5日規則第64号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の都城市児童クラブ事業実施規則の規定は、平成20年7月1日から適用する。
附　則(平成25年3月26日規則第20号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附　則(平成26年7月9日規則第24号)
この規則は、平成26年10月1日から施行する。
附　則(平成28年1月22日規則第4号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の都城市放課後児童健全育成事業実施規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附　則(平成31年3月4日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和6年11月29日規則第39号抄)

(施行期日)

1　この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2　この規則の施行の際、この規則各条による改正前の様式による用紙で、現に存するものは、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

附　則(令和7年3月31日規則第20号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

名称	金額
放課後児童クラブ	月額4,000円
季節児童クラブ	1開設期間につき4,500円

様式第1号(第12条関係)

様式第１号（第１２条関係）

児童クラブ　NO

年　月　日

都　城　市　長　　宛て

住　所　都城市

保護者氏名

電話番号　自宅（　　）　－

携帯

都城市児童クラブ入会申請書

児童クラブへの入会を下記のとおり申し込みます。

記

フリガナ		性　別	男　・　女
児童氏名		生年月日	年　月　日
学　校　名	小学校	学　年	年
入会形態	・１年間通しての入会希望	・夏季休業期間中のみ入会希望	
入会を希望する理由			

家　族　構　成

（※本人も含め、同居家族を全て記入してください。）

（※続柄の欄は、児童からみた続柄を記入してください。）

氏　名	続柄	生年月日	勤務先又は学校・学年	勤務先の電話番号	緊急時の連絡先
	本人				
		年　月　日			
		年　月　日			
		年　月　日			
		年　月　日			
		年　月　日			

裏面もご記入ください。

祖父母の状況（別居の方のみ記入してください。）				
父方	住所		氏名	祖父　（就労　有・無）
				祖母　（就労　有・無）
母方	住所		氏名	祖父　（就労　有・無）
				祖母　（就労　有・無）
自宅付近の地図	（N）			
習い事等で早退する場合の曜日・時間				
早退理由				
曜日時間	曜日　時　分		曜日　時　分	
児童の健康状態（該当する番号に○をつけてください。）				
1　健康　2　虚弱　3　障がいあり（手帳の内容：　）				
障がいの状況、既往症、アレルギー等ありましたらご記入ください。				
※かかりつけの病院があれば記入してください。（　）				
健康保険証	被保険者証記号・番号		保険者番号	

誓約書

年　月　日

都城市長　宛て

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※本人署名の場合、押印は不要）

私は、児童クラブに子どもを入会させるにあたり、下記のことを遵守することを誓約いたします。

記

1　児童クラブの活動を円滑に進めるために結成された保護者の会へ入会します。

2　児童クラブ内の事故に係る損害賠償については、入会児童が加入する傷害保険の範囲内で補償を受けることを承諾し、その他の損害については、小学校等の設置者及び管理者に対する損害賠償請求権を放棄します。

様式第2号(第12条関係)

様式第2号(第12条関係)

就　労　証　明　書			
氏　　名		雇用年月 (予　定)	年　　月　　日
雇用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日		
雇用形態	［常　勤］・［臨　時］・［パート］・［内　職］・［自　営］		
就労場所			
就労時間	時　　分から　　時　　分まで　(週　　日就労) 時　　分から　　時　　分まで　(週　　日就労) 時　　分から　　時　　分まで　(週　　日就労) ※　交代制の場合は、すべての時間を記入してください。 就労を要する曜日(　月・火・水・木・金・土・日　) ※　(就労が常となっている曜日に○をつけてください。)		

上記のとおり、就労していることを証明いたします。

年　　月　　日

事業所所在地

事業所名

代　表　者　　㊞

様式第3号(第12条関係)

様式第３号(第１２条関係)

都城市児童クラブ入会要件申立書

クラブ入所申込 児童氏名		児童クラブ

都城市長　宛て　　年　　月　　日

住所　都城市

保護者名

TEL

次のとおり、児童クラブの入会が必要な要件について申し立てます。

入会必要期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

記

①求職活動　（※最長6ヶ月間）　※就労が決定した時は、直ちに「就労証明書」を御提出ください。		
活動予定期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日	
②就学　（専門学校、職業訓練校等）　※必要添付資料：在学証明書		
氏名	入会が必要な要件内容	
児童との続柄(　　)	授業時間　：　時　　分～　　時　　分	通学時間：片道　　分
③出産　（入会必要期間・・・出産月＋前後2ヶ月　※最長5ヶ月間）　※必要添付資料：母子手帳の写し		
出産予定日	年　　月　　日（出産　・　出産予定）	
④疾病・障がい等		
※必要添付資料	1．診断書　2．身障者手帳の写し　3．療育手帳の写し　4．その他(　　)	
氏名	病名	入院・通院の期間(回数)
児童との続柄(　　)		入院(　　年　　月　　日～　　年　　月　　日)
		通院(週に　　回)（月に　　回)
⑤同居又は長期入院している親族の常時介護・看護		
※必要添付資料	1．診断書　2．身障者手帳の写し　3．療育手帳の写し　4．その他(　　)	
看護等をしている人	看護されている人	看護等の状況
児童との続柄(　　)	児童との続柄(　　)	
⑥その他　（災害復旧等）		
※必要添付資料	1．り災証明書　2．その他(　　)	
氏名	入会が必要な要件内容	
児童との続柄(　　)		

（注意）　※日付の記入のないものは無効です。

※証明内容に不正な事実が判明した場合は、入会を取り消す場合があります。

様式第4号(第13条関係)

様式第4号(第13条関係)

文書番号
年　月　日

様

都城市長　㊞

都城市児童クラブ入会承認通知書

都城市児童クラブへの入会を下記のとおり承認します。

記

児童名		生年月日		性別	
児童クラブ名					
入会期間					
利用料金					
入会条件					

備考

1　都城市児童クラブ入会申請書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を児童クラブへ届けてください。
［住所、氏名、勤務先、緊急時の連絡先、入会形態、健康保険証］の変更

2　入会期間中であっても、入会基準に該当しなくなった場合又は、利用料金が2月以上納入されない場合には、児童クラブの入会を解除するものとします。

3　退会する場合は、所定の都城市児童クラブ退会届を提出してください。

様式第5号(第13条関係)

様式第５号(第 13 条関係)

都城市指令第　　号
年　　月　　日

様

都城市長　　印

都城市児童クラブ入会不承認通知書

申込みのありました都城市児童クラブ入会申請については、次の理由により入会を承認できませんので通知いたします。

(理由)

(教示)

1　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。ただし、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第14条関係)

様式第６号（第１４条関係）

年　　月　　日

都　城　市　長　　宛て

住　所　都城市

保　護　者

氏　名

都城市児童クラブ退会届

下記のとおり、　　年　　月　　日付けをもって、児童クラブを退会しますので届け出ます。

記

児　童　名			
児童クラブ名	児童クラブ	生年月日	年　　月　　日
退　会　理　由			

※　退会の理由は、必ずご記入ください。

様式第7号(第14条関係)

様式第７号(第14条関係)

都城市達第　　号
年　　月　　日

様

都城市長　　印

都城市児童クラブ退会決定通知書

下記の児童について、　　年　　月　　日付けで都城市児童クラブの退会を決定したので通知します。

記

児　童　名		生年月日		性別	
児童クラブ名	児童クラブ				
退会理由					
備　　考					

（教示）

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。ただし、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号（第15条関係）

様式第８号（第１５条関係）

年　　月　　日

都　城　市　長　　宛て

住　所　都城市

保　護　者

氏　名

都城市児童クラブ休会届

下記のとおり、児童クラブを休会しますので届け出ます。

記

児　　童　　名			
児童クラブ名	児童クラブ	生年月日	年　　月　　日
休　会　期　間	年　　月　　日　から		年　　月　　日
休　会　理　由			

※　休会の理由は、必ずご記入ください。

様式第9号（第16条関係）

様式第9号（第16条関係）

年　月　日

都城市長　宛て

クラブ名＿＿＿＿＿＿＿＿児童クラブ

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児童氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

都城市児童クラブ申請事項変更届

下記のとおり、変更がありましたので届け出ます。

記

変更事項	［住所］　［氏名］　［勤務先］　［緊急時連絡先］　［健康保険証］ ［入会形態］　［入会希望理由］　［その他］
変更前	
変更後	

（備考）　変更を証する書類を添付してください。

様式第10号(第18条関係)

様式第１０号（第１８条関係）

年　　月　　日

都城市長　宛て

住　　所　都城市

保護者氏名

連　絡　先

都城市児童クラブ利用料金免除申請書

児童クラブ利用料金の免除を受けたいので次のとおり申請します。

児童クラブ名	児童クラブ				
フリガナ 児童名		生年 月日	年 月　日	免除申請する 利用料金	月額　　円
フリガナ 児童名		生年 月日	年 月　日	免除申請する 利用料金	月額　　円
フリガナ 児童名		生年 月日	年 月　日	免除申請する 利用料金	月額　　円

免除を必要とする理由（該当する理由の全てに○をつけてください。）

1．生活扶助を受けている。

2．児童扶養手当を受けている。

3．就学援助を受けている。

4．その他（　　）

担当者意見

同意書

入会期間中において利用料金免除可否の判断のために必要があるときは、都城市児童クラブ担当職員が上の１から４の申請理由に該当するか否かを確認するため、各受給台帳等を閲覧することに同意します。

保護者氏名

（※本人署名の場合、押印は不要）

※　上記１～４の理由に該当する方のみ提出してください。

要件確認	確認	入力
□生活扶助　□児童扶養手当 □就学援助　□その他（　　）		

様式第11号(第18条関係)

様式第 11 号(第 18 条関係)

都城市指令第　　号
年　　月　　日

様

都城市長　　印

都城市児童クラブ利用料金免除　承認・不承認　通知書

年　　月　　日付けで申請のあった児童クラブ利用料金の免除については、次のとおり　承認します・承認できません　ので通知します。

児童クラブ名					
児童名		生年月日		利用料金　月額	円
児童名		生年月日		利用料金　月額	円
児童名		生年月日		利用料金　月額	円
免除期間					
年　　月　　日　～　　年　　月　　日					
免除をした理由					

1　生活扶助を受けている。
2　児童扶養手当を受けている。
3　就学援助を受けている。
4　その他(　　)

(教示)
1　審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都城市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。
2　取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、都城市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において都城市を代表する者は、都城市長です。ただし、当該審査請求に対する裁決の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号(第21条関係)

様式第12号(第21条関係)

事業実績報告書

1　委託業務の名称　　都城市児童クラブ事業(都城市季節児童クラブ事業)

2　児童クラブ名　　(　　)

3　業務場所　　(　　)

4　開所期間　　年　月　日～　　年　月　日

5　開所日数　　(　　)日

6　開所時間　　平　　日　　時～　　時　(　　)時間

長期休業期間　　時～　　時　(　　)時間

7　児童指導員　　(　　)人　雇用形態(　　)

(　　)人　雇用形態(　　)

8　登録児童数　　(　　)人　うち、常時利用児童数(　　)人

9　障害児受入に伴う指導員数　　(　　)人

10　その他

開所期間中の行事等